

# いじめ防止対策の推進に関する調査

## 結果報告書

平成 30 年 3 月

総務省行政評価局



## 前書き

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得るもので、いじめを背景とした生命や心身に重大な危険が生じた事案が社会問題化する中、平成 25 年 9 月に、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）が施行された。文部科学省では、同法に基づき、平成 25 年 10 月に、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進することとしている。地方公共団体、学校等においても、いじめ防止基本方針の策定、いじめの防止等のための組織等の設置によるいじめの防止等の組織的対策等を講ずることとされている。

また、文部科学省は、同法施行 3 年後の見直し規定に基づき、いじめの防止等のための対策の一層の推進を図るため、平成 29 年 3 月に国のいじめ防止基本方針の改定等を行うとともに、29 年度中には、いじめ防止対策に係る事例集の策定等の措置を講ずることとしている。

一方、「平成 28 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（平成 30 年 2 月 23 日文部科学省）によると、いじめの認知件数は、約 32 万 3,000 件あり、いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い及び相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める重大事態は約 400 件発生しており、いじめを背景とした自殺等の深刻な事態の発生は後を絶たない。また、児童生徒 1,000 人当たりのいじめの認知件数の都道府県間の差は最大で約 19 倍あり、実態を正確に反映したものとは言い難い状況がみられるとの指摘もある。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、関係機関によるいじめの防止等の取組実態を明らかにし、いじめ防止対策を推進する観点から、いじめの早期発見・対処の取組状況、いじめの重大事態の再発防止等の取組状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

# 目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	2
1 いじめ防止対策の概要	2
2 いじめの早期発見・対処の取組状況	
(1) いじめ防止基本方針・いじめの防止等のための組織等の状況	17
(2) いじめの発見の状況	29
(3) いじめへの対処の状況	45
(4) いじめの正確な認知の推進	60
(5) 学校等と関係行政機関等との連携状況	87
(6) 関係行政機関によるいじめに係る相談への適切な措置の推進	109
(7) インターネット上のいじめ対策の取組状況	128
3 いじめの重大事態の再発防止等の取組状況	
(1) 重大事態の再発防止の取組状況	147
(2) 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底	187
(3) 重大事態の調査報告書の分析結果	207

## 図表目次

### 1 いじめ防止対策の概要

図表 1-① 「いじめの問題等への対応について（第一次提言）」（平成 25 年 2 月 26 日教育再生実行会議）〈抜粋〉	7
図表 1-② 教育再生実行会議第 3 回（平成 25 年 2 月 26 日）議事録〈抜粋〉	7
図表 1-③ いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）の概要	8
図表 1-④ いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）の概要	9
図表 1-⑤ いじめ防止対策推進法が規定するいじめの防止等のための組織	11
図表 1-⑥ いじめ防止対策推進法に基づく文部科学省の主な取組	12
図表 1-⑦ いじめの認知（発生）件数の推移	13
図表 1-⑧ 「平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて（依頼）」（平成 27 年 8 月 17 日付け 27 初児生第 26 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）〈抜粋〉	13
図表 1-⑨ いじめの態様	14
図表 1-⑩ いじめ追跡調査 2013—2015（平成 28 年 6 月文部科学省国立教育政策研究所）〈抜粋〉	14
図表 1-⑪ いじめを認知していない学校数	15
図表 1-⑫ 児童生徒 1,000 人当たりのいじめの認知件数の都道府県間の差	15
図表 1-⑬ 重大事態の発生件数	15
図表 1-⑭ いじめ防止対策推進法の対象となる学校の種類の学校数の状況	16
図表 1-⑮ 調査対象とした学校の種類の設置者別学校数の状況	16
図表 1-⑯ 意見聴取した都道府県教育委員会、市町村教育委員会等の教育長等の役職別人数	16

### 2 いじめの早期発見・対処の取組状況

#### (1) いじめ防止基本方針・いじめの防止等のための組織等の状況

図表 2-(1)-① いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）〈抜粋〉	21
図表 2-(1)-② いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日））〈抜粋〉	21
図表 2-(1)-③ 調査対象 60 教委における地方基本方針の策定状況	22
図表 2-(1)-④ 地方基本方針を策定していない 1 市教委における理由	23
図表 2-(1)-⑤ 地方基本方針に定めるいじめ防止対策の基本理念に関し地域等の実情に応じて工夫している取組	23
図表 2-(1)-⑥ 地方基本方針及び学校基本方針に基づくいじめの未然防止に関し地域等の実情に応じて工夫している取組	24
図表 2-(1)-⑦ 地方基本方針及び学校基本方針の策定支援に関し地域等の実情に応じて工夫している取組や取組の実態	25
図表 2-(1)-⑧ 地方基本方針に定めるいじめ防止対策の達成度を測る成果指標の設定に関し工夫している取組	25
図表 2-(1)-⑨ いじめ防止対策の成果指標に関する教育長等の主な意見	26
図表 2-(1)-⑩ 調査対象 60 教委における連絡協議会の設置状況	27
図表 2-(1)-⑪ 調査対象 60 教委における教育委員会の附属機関の設置状況	27
図表 2-(1)-⑫ 連絡協議会を設置していない教委における主な理由等	27
図表 2-(1)-⑬ 教育委員会の附属機関を設置していない教委における主な理由等	27
図表 2-(1)-⑭ 連絡協議会の設置等に関し地域等の実情に応じて工夫している取組	28

#### (2) いじめの発見の状況

図表 2-(2)-① いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）〈抜粋〉	33
図表 2-(2)-② いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日））〈抜粋〉	33

図表 2-(2)-③	学校におけるいじめの実態把握の具体的な方法	34
図表 2-(2)-④	いじめの発見のきっかけ	34
図表 2-(2)-⑤	いじめの相談体制等の整備に当たって工夫している取組	34
図表 2-(2)-⑥	いじめに起因する事件に係る被害者の相談状況（平成 28 年における少年非行、児童虐待及び児童の性的搾取等の状況について（平成 29 年 3 月警察庁生活安全局少年課））	35
図表 2-(2)-⑦	いじめられたことを誰にも相談していない児童生徒の割合は、重篤ないじめを受けている者ほどその割合が高い傾向があるという調査対象市の調査結果	36
図表 2-(2)-⑧	いじめられたことを誰にも相談していない児童生徒の把握に関し工夫している取組	36
図表 2-(2)-⑨	いじめのささいな兆候を発見するために工夫している取組	38
図表 2-(2)-⑩	アンケート調査等に関し工夫している取組	41
図表 2-(2)-⑪	生徒指導教職員の配置など人的体制の強化に関し工夫している取組	42
図表 2-(2)-⑫	いじめに係る情報の共有及び抱え込み防止や教職員の孤立防止に関し工夫している取組	43
図表 2-(2)-⑬	いじめに係る情報の記録及び保存に関し工夫している取組	44

### (3) いじめへの対処の状況

図表 2-(3)-①	いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）〈抜粋〉	49
図表 2-(3)-②	いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日））〈抜粋〉	49
図表 2-(3)-③	いじめへの対処に当たっての被害児童生徒への対応	51
図表 2-(3)-④	いじめへの対処に当たっての加害児童生徒への対応	52
図表 2-(3)-⑤	教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）〈抜粋〉	52
図表 2-(3)-⑥	いじめの現在の状況	53
図表 2-(3)-⑦	いじめへの対処における外部専門家の活用に関し工夫している取組	53
図表 2-(3)-⑧	いじめへの対処における外部専門家の活用に関する教育長等の主な意見	54
図表 2-(3)-⑨	被害児童生徒への支援に関し工夫している取組	55
図表 2-(3)-⑩	学校から加害児童生徒の保護者への連絡に関し工夫している取組等	55
図表 2-(3)-⑪	いじめの解消後の見守り支援に関し工夫している取組	56
図表 2-(3)-⑫	いじめの解消に関する教育長等の主な意見	58

### (4) いじめの正確な認知の推進

図表 2-(4)-①	いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）〈抜粋〉	68
図表 2-(4)-②	「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（通知）」（平成 28 年 3 月 18 日付け 27 初児生第 42 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）〈抜粋〉	68
図表 2-(4)-③	いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日））〈抜粋〉	70
図表 2-(4)-④	「平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて（依頼）」（平成 27 年 8 月 17 日付け 27 初児生第 26 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）〈抜粋〉	70
図表 2-(4)-⑤	「平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果（速報値）について（通知）」（平成 28 年 12 月 1 日付け 28 初児生第 31 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）〈抜粋〉	71
図表 2-(4)-⑥	調査対象 60 教委におけるいじめの認知件数の学校間差に係る認識状況（平成 27 年度）	71
図表 2-(4)-⑦	いじめの認知件数について、設置校間で差があると認識していたり、認知件数が少ない学校が多いと認識している 46 教委における主な状況（平成 27 年度）	71
図表 2-(4)-⑧	調査対象 60 教委におけるいじめの認知件数が少ない学校が多いかどうかの認識状況（平成 27 年度）	72
図表 2-(4)-⑨	いじめの認知件数について、設置校間で差があると認識していたり、認知件数が少ない学校が多いと認識している 46 教委における原因分析の実施状況	72

図表 2-(4)-⑩	原因分析を実施していない 20 教委における主な理由	72
図表 2-(4)-⑪	原因分析を実施している 26 教委におけるいじめの認知件数の学校間差の主な発生原因	73
図表 2-(4)-⑫	原因分析を実施している教委において、学校がいじめの定義をどのように解釈しているかを個別に確認し、いじめの正確な認知について指示しているもの	73
図表 2-(4)-⑬	県教委において、県内全体の状況の分析結果に基づき、学校間差の解消に向けた具体的な取組をしているもの	73
図表 2-(4)-⑭	調査対象 249 校におけるいじめ零の場合のいじめ零の事実の公表状況	74
図表 2-(4)-⑮	いじめ零の事実を公表していない平成 26 年度の 42 校及び 27 年度の 29 校における主な理由	75
図表 2-(4)-⑯	いじめ零の事実を公表していない平成 26 年度の 42 校及び 27 年度の 29 校におけるいじめ零の主な理由	76
図表 2-(4)-⑰	いじめ零の事実を公表した平成 26 年度の 26 校及び 27 年度の 29 校における公表方法	77
図表 2-(4)-⑱	いじめ零の事実の公表方法について、学校関係者以外の第三者に公表する必要性はないとして、学校のウェブサイトへの掲載は必要ないとの意見	78
図表 2-(4)-⑲	いじめ零の事実を公表した平成 26 年度の 26 校及び 27 年度の 29 校におけるいじめ零の事実の公表後のいじめの認知の状況	78
図表 2-(4)-⑳	いじめ零の事実の公表の結果、いじめを認知したもの	78
図表 2-(4)-㉑	県教委が県の地方基本方針の改定時にいじめ零の場合の公表の必要性を規定し、当該県内の小学校でも学校基本方針にいじめ零の場合の公表について盛り込んでいるもの	78
図表 2-(4)-㉒	調査対象 249 校における共通理解形成資料の教職員への配付状況	79
図表 2-(4)-㉓	共通理解形成資料を全ての教職員に配付していない 48 校における主な理由	79
図表 2-(4)-㉔	共通理解形成資料の活用に係る独自の取組により、いじめの認知に係る共通理解の形成を図る工夫をしているもの	79
図表 2-(4)-㉕	調査対象 60 教委におけるいじめの認知の判断基準の状況	80
図表 2-(4)-㉖	調査対象 249 校におけるいじめの認知の判断基準の状況	80
図表 2-(4)-㉗	限定解釈校 59 校が判断基準とする法のいじめの定義とは別の要素の状況	81
図表 2-(4)-㉘	限定解釈校 59 校が判断基準とする法のいじめの定義とは別の主要素	81
図表 2-(4)-㉙	限定解釈校 59 校がいじめの定義を限定的に解釈する主な理由	82
図表 2-(4)-㉚	法のいじめの定義の限定解釈の状況に関する教育長等の主な意見	82
図表 2-(4)-㉛	調査対象 249 校におけるいじめの認知に至らなかった事案の状況	83
図表 2-(4)-㉜	いじめの認知に至らなかった事案について回答が得られた 169 校・389 事案におけるいじめの認知漏れと考えられる事案の状況等	83
図表 2-(4)-㉝	いじめの認知漏れと考えられる 32 校・45 事案についていじめの認知に至らないと判断した理由	84
図表 2-(4)-㉞	いじめの認知漏れと考えられる 32 校・45 事案の例	85

(5) 学校等と関係行政機関等との連携状況

図表 2-(5)-①	いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）〈抜粋〉	92
図表 2-(5)-②	いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日））〈抜粋〉	92
図表 2-(5)-③	警察庁組織令（昭和 29 年政令第 180 号）〈抜粋〉	93
図表 2-(5)-④	厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）〈抜粋〉	93
図表 2-(5)-⑤	法務省設置法（平成 11 年法律第 93 号）〈抜粋〉	93
図表 2-(5)-⑥	教委及び学校等と関係 3 機関との連携に係る文部科学省の主な通知	94
図表 2-(5)-⑦	教委及び学校等と県警との連携に係る警察庁の主な通達	95
図表 2-(5)-⑧	教委及び学校等と児童相談所との連携に係る厚生労働省の通知等	97
図表 2-(5)-⑨	教委及び学校等と法務局等との連携に係る法務省の主な通知等	97
図表 2-(5)-⑩	学校におけるいじめの問題に対する日常の取組	98
図表 2-(5)-⑪	いじめの発見のきっかけ	98

図表 2-(5)-⑫	調査対象 60 教委のうち連絡協議会を設置している 50 教委の連絡協議会への関係 3 機関の参画状況	99
図表 2-(5)-⑬	調査対象 20 県警において教委・学校との平素からの情報共有体制を構築しているもの	99
図表 2-(5)-⑭	調査対象 20 児童相談所において教委・学校との平素からの情報共有体制を構築しているもの	99
図表 2-(5)-⑮	調査対象 20 法務局等において教委・学校との平素からの情報共有体制を構築しているもの	100
図表 2-(5)-⑯	調査対象 60 教委・249 校及び 60 関係 3 機関において平素からの情報共有体制の構築について工夫している取組	100
図表 2-(5)-⑰	関係 3 機関との平素からの情報共有体制の構築に係る取組を行っていない教委・学校の主な理由	101
図表 2-(5)-⑱	教委・学校との平素からの情報共有体制の構築に係る取組を行っていない県警の主な理由	101
図表 2-(5)-⑲	教委・学校との平素からの情報共有体制の構築に係る取組を行っていない児童相談所の主な理由	102
図表 2-(5)-⑳	関係 3 機関等との連携に関する教育長等の主な意見	102
図表 2-(5)-㉑	調査対象 249 校における学校以外のいじめの相談窓口に関する児童生徒及びその保護者に対する周知状況	102
図表 2-(5)-㉒	学校以外のいじめの相談窓口を周知している学校において様々な機会を捉えて相談窓口を周知する工夫を図っている取組	103
図表 2-(5)-㉓	学校以外のいじめの相談窓口を周知していない学校における主な理由	103
図表 2-(5)-㉔	調査対象 249 校において地域や家庭等と連携している取組	104
図表 2-(5)-㉕	調査対象 249 校におけるスクールサポーターの活用状況等	104
図表 2-(5)-㉖	調査対象 249 校におけるスクールサポーターの活用に関する意見	105
図表 2-(5)-㉗	調査対象 20 県警におけるスクールサポーターの配置状況等	107
図表 2-(5)-㉘	スクールサポーターを配置している 17 県警におけるスクールサポーターの活動内容	107
(6)	関係行政機関によるいじめに係る相談への適切な措置の推進	
図表 2-(6)-①	いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）〈抜粋〉	115
図表 2-(6)-②	いじめ防止対策推進法案（馳浩君外 13 名提出、衆法第 42 号）質疑（第 183 回国会 衆議院文部科学委員会議録第 7 号（平成 25 年 6 月 19 日））〈抜粋〉	115
図表 2-(6)-③	県警が実施する少年相談に係る規定	115
図表 2-(6)-④	県警が実施する少年相談等の件数	115
図表 2-(6)-⑤	児童相談所が実施する相談援助活動に係る規定等	116
図表 2-(6)-⑥	児童相談所が実施する相談援助活動の件数	116
図表 2-(6)-⑦	法務局等が実施する人権相談及び人権侵犯事件の調査処理に係る規定等	116
図表 2-(6)-⑧	法務局等が実施する人権相談及び人権侵犯事件の調査処理の件数	117
図表 2-(6)-⑨	調査対象 20 県警における「いじめ」の判断基準	117
図表 2-(6)-⑩	調査対象 20 児童相談所における「いじめ」の判断基準	118
図表 2-(6)-⑪	調査対象 20 法務局等における「いじめ」の判断基準	118
図表 2-(6)-⑫	警察庁におけるいじめ相談事案への対応に関する考え方に係る主な通達等	118
図表 2-(6)-⑬	厚生労働省におけるいじめ相談事案への対応に関する考え方に係る通知	120
図表 2-(6)-⑭	法務省におけるいじめ相談事案への対応に関する考え方に係る通知	120
図表 2-(6)-⑮	調査対象 60 関係 3 機関のうちいじめ相談事案を学校に連絡した件数について回答が得られた機関における過去 3 か年（又は 3 か年度）のいじめ相談事案の学校への連絡状況	121
図表 2-(6)-⑯	調査対象 60 関係 3 機関における直近のいじめ相談事案に係る回答の状況	122
図表 2-(6)-⑰	学校等の対応を支援したり、他の関係機関と連携して学校等の対応を支援するなどの効果的な措置により解決したいじめ相談事案	123
図表 2-(6)-⑱	学校等に相談しているがいじめが改善されないなどのいじめ相談事案への対応状況	125



図表 2-(6)-⑱	関係 3 機関等からのいじめ相談事案の連絡に関する教育長等の主な意見等	127
------------	-------------------------------------	-----

### (7) インターネット上のいじめ対策の取組状況

図表 2-(7)-①	いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）〈抜粋〉	134
図表 2-(7)-②	いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日））〈抜粋〉	134
図表 2-(7)-③	いじめの態様の 8 区分のうち、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の認知件数の推移	136
図表 2-(7)-④	法務局等におけるインターネットの書き込みによる人権侵害についての対応フロー	136
図表 2-(7)-⑤	違法・有害情報相談センターの体制図	137
図表 2-(7)-⑥	「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上（第 10 次提言）」（平成 29 年 6 月 1 日 教育再生実行会議）〈抜粋〉	137
図表 2-(7)-⑦	調査対象 60 教委におけるネットパトロールの実施状況	137
図表 2-(7)-⑧	ネットパトロールを実施している 12 県教委におけるネットパトロールの対象校の範囲の状況	138
図表 2-(7)-⑨	ネットパトロールを実施している 27 市教委におけるネットパトロールの対象校の範囲の状況	138
図表 2-(7)-⑩	ネットパトロールを実施していない 21 教委における主な理由	138
図表 2-(7)-⑪	ネットパトロールを実施していないが、学校主体によるネットパトロールへの支援に関し工夫している取組	139
図表 2-(7)-⑫	ネットいじめの未然防止に関し工夫している取組	139
図表 2-(7)-⑬	ネットいじめの早期発見・早期対応に関し工夫している取組	140
図表 2-(7)-⑭	スマートフォン等を活用した先進的な取組	142
図表 2-(7)-⑮	ネットいじめ対策の取組に関する教育長等の主な意見等	143
図表 2-(7)-⑯	法務局等におけるネットいじめに係る人権侵犯事件の処理状況	143
図表 2-(7)-⑰	違法・有害情報相談センターの相談作業件数	144
図表 2-(7)-⑱	違法・有害情報相談センターにおける「ネットいじめ等のトラブル相談」に係る対応例	145
図表 2-(7)-⑲	平成 27 年度の違法・有害情報相談センターにおける法務局等向け研修等の実績	145
図表 2-(7)-⑳	平成 27 年度の違法・有害情報相談センターにおける学校関係者向け研修等の実績	146
図表 2-(7)-㉑	従来よりも一層迅速な対応の実現に向けた方策の検討（平成 29 年 5 月 16 日 第 1 回インターネット上に公開された個人に関する情報等の取扱いに関する研究会）資料 5「迅速な対応の実現に向けた方策検討について」〈抜粋〉	146

### 3 いじめの重大事態の再発防止等の取組状況

#### (1) 重大事態の再発防止の取組状況

図表 3-(1)-①	いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）〈抜粋〉	156
図表 3-(1)-②-i	いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日））〈抜粋〉	156
図表 3-(1)-②-ii	いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）〈抜粋〉	158
図表 3-(1)-③	子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成 26 年 7 月 1 日 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）〈抜粋〉	159
図表 3-(1)-④	不登校重大事態に係る調査の指針（平成 28 年 3 月 文部科学省初等中等教育局）〈抜粋〉	161
図表 3-(1)-⑤	いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月 文部科学省）〈抜粋〉	162
図表 3-(1)-⑥	「平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果（速報値）について（通知）」（平成 28 年 12 月 1 日 付け 28 初児生	

第 31 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知) <抜粋> .....	163
図表 3-(1)-⑦ 調査対象 60 教委における重大事態の調査主体の判断状況 .....	164
図表 3-(1)-⑧ 調査対象 60 教委における重大事態の調査組織の設置状況 .....	165
図表 3-(1)-⑨ 重大事態の調査組織を平時には設置していない 8 教委における主な理由 ..	165
図表 3-(1)-⑩ 調査対象 249 校における重大事態の調査組織の設置状況 .....	166
図表 3-(1)-⑪ 重大事態の調査組織を平時には設置していない 249 校のうち、学校いじめ対策 組織等を母体に重大事態の性質に応じて外部専門家を加えることとする 150 校を 除く 99 校における重大事態の調査組織を平時には設置していない主な理由等 ..	166
図表 3-(1)-⑫ 重大事態の調査組織を平時から設置している 52 教委のうち、構成員を外 部専門家等に委嘱等している 50 教委における構成員の職種等 .....	167
図表 3-(1)-⑬ 調査対象 60 地方公共団体における重大事態の再調査組織の設置状況 ..	167
図表 3-(1)-⑭ 重大事態の再調査組織を平時には設置していない 21 地方公共団体におけ る主な理由 .....	168
図表 3-(1)-⑮ 重大事態の再調査組織を平時から設置している 39 地方公共団体のうち、 構成員を外部専門家等に委嘱等している 21 地方公共団体における構成員の 職種等 .....	169
図表 3-(1)-⑯ 調査対象 60 教委における設置校の重大事態の発生状況 .....	169
図表 3-(1)-⑰ 調査対象 60 教委における重大事態の発生件数の公表状況 .....	169
図表 3-(1)-⑱ 重大事態の発生件数を公表している 20 教委における主な理由 .....	170
図表 3-(1)-⑲ 重大事態の発生件数を公表していない 37 教委における主な理由 .....	171
図表 3-(1)-⑳ 重大事態が発生している 40 教委における調査報告書の公表状況 .....	171
図表 3-(1)-㉑ 調査報告書を公表している 12 教委における主な理由 .....	172
図表 3-(1)-㉒ 調査報告書を公表していない 26 教委における主な理由 .....	173
図表 3-(1)-㉓ 重大事態の調査結果の公表に関する教育長等の主な意見 .....	174
図表 3-(1)-㉔ 重大事態の再発防止のために調査報告書を活用している取組 .....	174
図表 3-(1)-㉕ 重大事態に該当するか否かを判断するため、外部専門家を活用している取 組 .....	176
図表 3-(1)-㉖ 重大事態の発生を受けて、いじめ対応マニュアルを改定している取組 ..	176
図表 3-(1)-㉗ 重大事態の発生報告の様式等を定めている取組 .....	177
図表 3-(1)-㉘ いじめが解消したと判断した事案についても、その後の状況を把握するよ うにしている取組 .....	183
図表 3-(1)-㉙ 調査対象 20 県教委における県内の市設置校で重大事態が発生した際の当 該重大事態の把握状況 .....	183
図表 3-(1)-㉚ 県内の市設置校で重大事態が発生した際に当該重大事態を把握している 15 県教委における主な理由 .....	184
図表 3-(1)-㉛ 「「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について」(平成 27 年 4 月 24 日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡) <抜粋> ..	185
図表 3-(1)-㉜ 県内の市設置校で重大事態が発生した際に当該重大事態を把握していない 4 県教委における主な理由 .....	185
図表 3-(1)-㉝ 調査対象 20 県教委における県内の市設置校で発生した重大事態の調査報 告書の収集状況 .....	185
図表 3-(1)-㉞ 県内の市設置校で発生した重大事態の調査報告書を収集している 7 県教委 における主な理由 .....	186
図表 3-(1)-㉟ 県内の市設置校で発生した重大事態の調査報告書を収集していない 12 県 教委における主な理由 .....	186
(2) 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底	
図表 3-(2)-① いじめ防止対策推進法 (平成 25 年法律第 71 号) <抜粋> .....	193
図表 3-(2)-② いじめの防止等のための基本的な方針 (平成 25 年 10 月 11 日文部科学大 臣決定 (最終改定 平成 29 年 3 月 14 日)) <抜粋> .....	193
図表 3-(2)-③ 不登校重大事態に係る調査の指針 (平成 28 年 3 月文部科学省初等中等教 育局) <抜粋> .....	194
図表 3-(2)-④ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (平成 29 年 3 月文部科学	

省) <抜粋> .....	195
図表 3-(2)-⑤ 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)(平成26年7月1日 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議) <抜粋> .....	196
図表 3-(2)-⑥ 重大事態の発生報告など法等に基づく措置に係る規定内容(公立学校の場合) ) .....	197
図表 3-(2)-⑦ 設置校で重大事態が発生している40教委における重大事態の発生報告など 法等に基づく措置状況に係る回答状況 .....	198
図表 3-(2)-⑧ 法等に基づく措置状況について回答があった37教委の139事案における 調査報告書の作成状況 .....	198
図表 3-(2)-⑨ 調査報告書を作成していない4教委の25事案における主な理由 .....	199
図表 3-(2)-⑩ 「平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調 査」の一部見直しについて(依頼)」(平成27年8月17日付け27初児生第 26号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知) <抜粋> .....	200
図表 3-(2)-⑪ 法等に基づく措置状況について回答があった37教委の139事案における 重大事態発生把握時の学校から教委への報告状況 .....	200
図表 3-(2)-⑫ 重大事態発生把握時に学校から報告を受けていない3教委の16事案にお ける主な理由 .....	201
図表 3-(2)-⑬ 法等に基づく措置状況について回答があった37教委の139事案における 重大事態発生把握時の教委から教育委員会会議への報告状況 .....	202
図表 3-(2)-⑭ 重大事態発生把握時に教委から教育委員会会議に報告していない2教委の 32事案における主な理由 .....	202
図表 3-(2)-⑮ 法等に基づく措置状況について回答があった37教委の139事案における 重大事態発生把握時の教委から地方公共団体の長への報告状況 .....	203
図表 3-(2)-⑯ 重大事態発生把握時に教委から地方公共団体の長に報告していない2教委 の3事案における主な理由 .....	203
図表 3-(2)-⑰ 法等に基づく措置状況について回答があった37教委の139事案における 重大事態の調査結果の教委から教育委員会会議への報告状況 .....	204
図表 3-(2)-⑱ 重大事態の調査結果を教委から教育委員会会議に報告していない2教委の 31事案における主な理由 .....	204
図表 3-(2)-⑲ 法等に基づく措置状況について回答があった37教委の139事案における 重大事態の調査結果の教委から地方公共団体の長への報告状況 .....	205
図表 3-(2)-⑳ 重大事態の調査結果を教委から地方公共団体の長に報告していない1教委 の1事案における主な理由 .....	205
図表 3-(2)-㉑ 法等に基づく措置状況について回答があった37教委の139事案における 重大事態の調査結果の教委又は学校からいじめを受けた児童生徒及びその保 護者への情報提供状況 .....	205
図表 3-(2)-㉒ 重大事態の調査結果を教委又は学校からいじめを受けた児童生徒及びその 保護者に情報提供していない6教委の19事案における主な理由 .....	206
図表 3-(2)-㉓ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」に関する実 態把握調査(暫定値)(平成27年12月2日) <抜粋> .....	206

(3) 重大事態の調査報告書の分析結果

図表 3-(3)-① いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号) <抜粋> .....	219
図表 3-(3)-② いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ(平成28年 11月2日 いじめ防止対策協議会) <抜粋> .....	219
図表 3-(3)-③ いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文部科学大 臣決定(最終改定 平成29年3月14日)) <抜粋> .....	220
図表 3-(3)-④ 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)(平成26年7月1日 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議) <抜粋> .....	221
図表 3-(3)-⑤ 不登校重大事態に係る調査の指針(平成28年3月文部科学省初等中等教 育局) <抜粋> .....	221
図表 3-(3)-⑥ 「「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について」(平成27 年4月24日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡) <抜粋> ..	222

図表 3-(3)-⑦	文部科学省における重大事態の調査結果の分析結果（法施行後に発生したいじめが背景にある自殺事案（いじめ防止対策協議会（平成 28 年度）（第 2 回）配付資料）	223
図表 3-(3)-⑧	重大事態の発生防止に向けた取組に関する教育長等及び教委の主な意見・要望	225
図表 3-(3)-⑨	分析対象 66 事案のうち、被害児童生徒の学校の種類等の記載が確認できた 61 事案における被害児童生徒の学校の種類等	226
図表 3-(3)-⑩	分析対象 66 事案における重大事態の態様	226
図表 3-(3)-⑪	分析対象 66 事案の 67 調査報告書のうち、概要版及び全体のページ数が分からない抜粋版を除く 54 調査報告書におけるページ数	227
図表 3-(3)-⑫	生命心身財産重大事態 31 事案の 32 調査報告書のうち、概要版及び抜粋版を除く 20 調査報告書における自殺調査指針で示されている事項の記載状況	228
図表 3-(3)-⑬	不登校重大事態 38 事案の 38 調査報告書のうち、概要版及び抜粋版を除く 33 調査報告書における不登校調査指針で示されている事項の記載状況	228
図表 3-(3)-⑭	分析対象 66 事案の 67 調査報告書における公表状況	229
図表 3-(3)-⑮	分析対象 66 事案から重大事態の再調査を除く重大事態の調査を行った 63 事案のうち、調査主体の記載が確認できた 59 事案における調査主体	229
図表 3-(3)-⑯	重大事態の調査を行った 63 事案のうち、重大事態の調査組織の構成員の職種等の記載が確認できた 31 事案における構成員の職種等	230
図表 3-(3)-⑰	重大事態の再調査を行った 4 事案における重大事態の再調査組織の構成員の職種等	230
図表 3-(3)-⑱	重大事態の調査を行った 63 事案のうち、重大事態の発生日及び重大事態の調査組織の初開催日の記載が確認できた 20 事案における重大事態の発生から調査開始までの期間	231
図表 3-(3)-⑲	重大事態の調査を行った 63 事案のうち、重大事態の調査組織の初開催日及び調査報告書の取りまとめ日の記載が確認できた 29 事案における重大事態の調査に要した期間	232
図表 3-(3)-⑳	重大事態の再調査を行った 4 事案のうち、重大事態の再調査組織の初開催日及び調査報告書の取りまとめ日の記載が確認できた 2 事案における重大事態の再調査に要した期間	233
図表 3-(3)-㉑	分析対象 66 事案のうち、重大事態の調査組織及び重大事態の再調査組織がいじめを認定したかどうかの記載が確認できた 56 事案におけるいじめの認定の有無	233
図表 3-(3)-㉒	いじめが認定された 55 事案のうち、いじめの態様の記載が確認できた 50 事案におけるいじめの態様	233
図表 3-(3)-㉓	生命心身財産重大事態において自殺及び自殺未遂に至った 18 事案のうち、被害児童生徒の希死念慮について記載が確認できた 9 事案における希死念慮のほのめかしの把握状況	234
図表 3-(3)-㉔	希死念慮のほのめかしを事案発生前に周囲が把握している 5 事案における希死念慮のほのめかしの状況	234
図表 3-(3)-㉕	希死念慮のほのめかしを事案発生前に周囲が把握している 5 事案における希死念慮をほのめかしている時期	235
図表 3-(3)-㉖	被害児童生徒の希死念慮について記載が確認できた 9 事案のうち、事案発生前に周囲が確認できなかった 4 事案における状況	235
図表 3-(3)-㉗	重大事態の再調査を行った 4 事案における重大事態の再調査を行うこととなった経緯等	236
図表 3-(3)-㉘	調査報告書により判明した重大事態に至る過程での学校等の対応における課題及び再発防止に係る提言の内容を整理した区分	237
図表 3-(3)-㉙	いじめの早期発見に係る学校等の対応における課題及び再発防止に係る提言	238
図表 3-(3)-㉚	いじめへの対処に係る学校等の対応における課題及び再発防止に係る提言	240
図表 3-(3)-㉛	その他いじめの未然防止等に係る学校等の対応における課題及び再発防止に係る提言	243